

「ステーキクラブ悠」会員規約

ホテルニューオータニ長岡(以下「当ホテル」といいます。)は、当ホテルが運営する「ステーキクラブ悠」(以下「当店」といいます。)をご利用になるお客様を対象として会員制度を設けております。入会のお申し込みの際しましては、本会員規約(以下「本規約」といいます。)を必ずご一読のうえ、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

(会員の種類)

第1条 本会の会員は、個人を対象とする「個人会員」及び個人の配偶者を対象とする「奥様会員」、ならびに「法人会員」(法人単位2名記名式、追加可能)がございます。

(入会資格)

第2条 当ホテルに対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人又は法人のうち、当ホテルが適格と認めた個人又は法人を会員とします。また、当ホテルが入会申込みを認めた日を契約成立日とします。入会申込書の記載内容に不備、虚偽記載等があった場合又は審査の結果によりご入会希望の意に沿えない場合がございます。ご入会の承諾は、当店会員事務局(以下「事務局」といいます。)からの会員証の発送をもって代えさせていただきます。

(入会金及び月会費)

第3条 会員として入会を承諾された場合は、別表に定める入会金(登録料・入会預り金)をお支払いいただきます。

2 入会預り金は退会時に返還するものとし、その場合、預り利息は付かないものとします。

3 月会費は別表に定めるものとし、当店の利用の有無にかかわらず、毎月所定の期日までにお支払いいただきます。

4 当ホテルに対する代金の支払いが滞った場合、入会金の一部又は全部を未清算相当額に充当することがあります。

(会員証)

第4条 会員証は、会員証に記載の本人のみ有効とし、第三者に譲渡又は貸与することはできません。当店をご利用の際は、必ず会員証の提示をお願いいたします。

(会員特典)

第5条 会員は、当店において次に定める特典をご利用いただけます。

(1) 酒類などをボトルキープでご希望の場合は、市販価格でお求めになれます。

(2) 料理と飲料代金(税金・サービス料別)の20%を割引いたします。(キープボトル代を除く)

(3) お誕生月に当店をお二人でご利用いただけるペアディナー券を進呈いたします。

(入会並びに利用のお断り)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、入会並びに利用をお断りいたします。

(1) ご登録いただいた内容に虚偽があった場合

(2) ニューオータニグループ及びアソシエイトホテル等で代金未払い遅延等トラブルがあった場合

(3) 次に挙げる「反社会的勢力」に該当する場合

- ①指定暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」により都道府県公安委員会が指定した暴力団)の構成員・準構成員、その他の暴力団・暴力団員(暴力団の構成員・準構成員)、暴力団関係企業(フロント企業・舎弟企業、暴力団又は暴力団

員が事業活動を支配する法人その他の団体)、準暴力団

②総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等

③破壊活動、暴力的活動又は要求行為を行う個人又は団体・集団

④法的な責任を超えた悪質な要求行為、一方的に不買運動若しくは風説を流布する行為を行う個人又は団体・集団

⑤偽計又は威力を用いて当ホテルの信用を毀損し、又は業務を妨害する行為を行う個人又は団体・集団

⑥当ホテルとの取引（予約、利用、支払、付帯サービス等含む）に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為を行う個人又は団体・集団

⑦その他、当ホテルで定めた個人・団体

(4) 前号に準ずる者、また前号に類する団体や組織に関与していると思われる場合若しくは密接交際者

(5) 刑事事犯による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決のあった場合

(6) 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為のあった場合

(7) 当ホテルの定める施設利用規則等を遵守いただけない場合

(8) 当ホテルが会員として相応しくないと判断した場合

(9) その他社会通念上相当と考えられる事由のある場合

(諸手続き)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、会員から事務局へご連絡のうえ、所定の手続きをお願いいたします。

(1) 会員証の紛失、盗難又は破損による再発行を希望される場合

(2) 入会申込書の記載事項(個人情報)についての変更、又は会員を退会する場合

(会員資格の喪失・除名)

第8条 次の各号の一に該当する方は、会員資格を失効とさせていただきます。会員資格が失効した場合、奥様会員の資格も失効となり、会員の権利をすべて失います。

(1) 会員が退会の申し入れを行い、これを当ホテルが承諾したとき

(2) 当ホテルの承諾のうえで第三者へ名義を変更したとき

(3) 第6条のいずれかの事項にあたる場合

(4) 会員の信用状況に重大な変化があった場合

(5) 会員特典以外の権利の主張や不当要求を行った場合

(6) 会員の転居、転職等により当ホテルから連絡が取れなくなった場合

(7) 会員資格を有する期間内に利用実績が認められない場合

(8) その他上記に準ずる会員資格の失効・除名にあたる事由のある場合

2 前項のうち当ホテルが会員として相応しくないと判断した場合は、本会から除名といたします。本会から除名された場合、原則として再入会は認められません。ただし、当ホテルが再審査のうえ、会員として適格と認め、再入会を承諾した場合はこの限りではありません。

3 本条第1項の規定による会員資格の失効、又は前項の規定により除名された場合は、入会金及び会費は返還いたしません。ただし、入会預り金は、当ホテルの利用について残債務がない場合に限り返還いたします。

(個人情報の取扱い)

第9条 入会申込時に提供いただいたお客様の個人情報(個人データ)は、当ホテルの業務上の目的に限定して使用いたしますが、個人を特定せずに統計分析を目的として使用することがあります。なお、当ホテルが入会を承諾した場合、会員の個人情報(個人データ)は、ご本人の明白な同意がない限り、

その他の目的で使用いたしません。ただし、緊急時や法律に基づく照会があった場合はこの限りではありません。個人情報保護方針につきましては、ニューオータニホテルズ公式サイトをご覧ください。

(本規約の変更)

- 第10条 本規約は、民法上の定型約款に該当し、本規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更いたします。
- 2 本規約の変更後の内容は、当ホテルの公式ウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。

(分離可能性)

- 第11条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合でも、無効又は執行不能と判断された条項又はその一部を除き、その余の規定は継続して完全に効力を有するものといたします。
- 2 本規約の規定の一部が、一部のお客様との契約において無効又は執行不能と判断されたとしても、当該客以外のお客様との契約における本規約の有効性及び執行可能性に対しては何ら影響を与えないものとします。

(裁判管轄及び準拠法)

- 第12条 本規約に関して紛争が生じた場合は、当ホテルを経営する株式会社コープビルの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本の法令に従って解決されるものとします。

附則(効力発生日)

本規約は令和2年(2020年)4月1日より適用する。

別表 その1 (第3条 入会金及び月会費関係) 会費を毎月お支払いになる場合

入会金				月会費
区 分	登録料	入会預り金	入会金計	
個人会員(1名)	10,000円	10,000円	20,000円	3,000円
配偶者会員(奥様会員)	2,000円	-	2,000円	-
法人会員(2名)	15,000円	15,000円	30,000円	5,000円
法人会員(追加1名毎)	7,000円	8,000円	15,000円	2,500円

(注)

1. 月会費は、前払い制とし、前月末日までにお支払いいただきます。
2. 入会金及び月会費には消費税を含みます。
3. 入会金には入会月の会費を含むものとし、翌月分から月会費をお支払いいただきます。
4. 月会費12ヵ月分を一括前納される場合は、2ヵ月分相当額を減免いたします。
5. 銀行振込でお支払いの場合は、振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。
6. 入会金及び月会費は、税率の改定や情勢の変化により変更する場合があります。

別表 その2 (第3条 入会金及び月会費) 12ヵ月分を一括前納される場合

入会金				年会費
区 分	登録料	入会預り金	合計	
個人会員(1名)	10,000円	10,000円	20,000円	30,000円
奥様会員(1名)	2,000円	-	2,000円	-
法人会員(2名)	15,000円	15,000円	30,000円	50,000円
法人会員(追加1名毎)	7,000円	8,000円	15,000円	25,000円

(注)月会費12ヵ月分を一括前納される場合は、2ヵ月分相当額を減免いたします。

以上